

奈良地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国

平成25年8月16日棄却・控訴

判 決

原告 選定当事者
甲

(選定者は、別紙選定者目録記載のとおりである。)

被告 国
同代表者法務大臣 谷垣 禎一
同指定代理人 碩 水音
徳山 健一
吉田 崇
有年 由香利
市本 芳宏
巽 真介
三宅 明
中山 雅司
長西 研太

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、選定者甲(以下、単に「原告」という。)のために、6754万3816円及びうち3742万6716円に対する平成24年7月1日から支払済みまで年4.3パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告に対し、選定者乙(以下「選定者乙」という。)のために、6754万3816円及びうち3742万6716円に対する平成24年7月1日から支払済みまで年4.3パーセントの割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (4) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 主文と同じである。
- (2) 仮執行免脱宣言

第2 事案の概要

1 請求の概要等

本訴請求は、平成4年5月6日に死亡した丙（以下「丙」という。）の相続税をその相続人である丁が物納した際、国税局長がその収納した物件の価額を誤って低額に評価したため、丁にその差額7485万3432円並びにこれに対する収納の翌日以降の還付加算金相当額の損害を生じさせたから、丁が被告に対し上記損害賠償債権を有していたが、丁が死亡したので、原告及び選定者乙が丁の被告に対する上記損害賠償債権をそれぞれ2分の1の割合で相続したと主張して、原告が、被告に対し、原告及び選定者乙のためにそれぞれ上記損害賠償債権の2分の1である3742万6716円並びにこれに対する収納の翌日から平成24年6月30日までの還付加算金相当額3011万7100円及び同年7月1日から年4.3パーセントの割合による還付加算金相当額の金員の支払を求めるものである。

被告は、収納した物件の価額の評価に誤りはなく、また、丁の被告に対する損害賠償債権が時効により消滅していると主張している。

2 争いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により認めることができる事実である。

(1) 丙の死亡及び相続

丙は、平成4年5月6日、死亡した。丁及び戊は、丙の子である。

よって、丁及び戊は、丙の財産をそれぞれ2分の1の割合で相続した。

(争いのない事実、甲第1号証の1・2)

(2) 相続税の申告

丁及び戊は、平成4年12月28日、奈良税務署長に対し、丙から相続した財産に係る相続税の申告をした。なお、丁及び戊は、上記申告において、取得財産の価額を52億0031万9039円、債務及び葬式費用の金額を13億3171万0845円、課税価格を38億6860万8000円、法定相続人の数を2人、遺産に係る基礎控除額を6700万円及び相続税の総額を23億9402万5600円とし、それぞれの相続税の額を11億9701万2800円としていた。

(争いのない事実、甲第2号証)

(3) 相続税の更正

奈良税務署長は、平成6年7月4日、前記(2)の各申告について更正し、その頃、丁及び戊に対しそれぞれその旨の通知をした。なお、奈良税務署長は、上記更正において、丙の総遺産価額を51億7201万7093円、債務及び葬式費用の金額の合計額を13億3171万0845円、課税価格の合計額を38億4030万6000円、法定相続人数を2人、遺産に係る基礎控除額を6700万円、計算の基礎となる金額を37億7330万6000円及び相続税の総額を23億7421万4200円とし、それぞれの相続税の額を11億8710万7100円とした。そのため、相続税の額が申告よりもそれぞれ990万5700円減少した。

(争いのない事実、甲第4号証の1・2、弁論の全趣旨)

(4) 相続税の物納の申請

丁及び戊は、平成4年12月28日、奈良税務署長に対し、現金納付する資源がないことを理由に、相続税額11億9701万2800円全額について、丙が所有して丁及び戊がそれぞ

れ2分の1の割合で相続した奈良市所在の宅地1筆並びに同宅地上の共同住宅・店舗・駐輪場1棟及び建物附属設備（以下「本件不動産」という。）を47億7315万3413円と評価して物納することの許可を申請した。なお、本件不動産は、丙が平成元年12月4日A株式会社から49億8000万円（うち消費税相当額6509万1000円）で購入したものである。

（争いのない事実、甲第3号証の1・2、第5、第7号証）

(5) 相続税の物納の許可

大阪国税局長は、平成8年5月8日、丙の相続税の納付について本件不動産をもって物納することを許可し、その頃、丁及び戊に対しそれぞれその旨の通知をした。なお、大阪国税局長は、上記許可において、丁及び戊のそれぞれについて、物納許可額を更正後の相続税の納付額と同額である11億8710万7100円（合計23億7421万4200円）、許可する物納財産を本件不動産並びに本件不動産の価額のうち宅地13億7259万6350円（丁及び戊合計27億4519万2700円）、共同住宅・店舗・駐輪場8億4389万0374円（丁及び戊合計16億8778万0748円）及び建物附属設備1億5593万9010円（丁及び戊合計3億1187万8020円）の以上合計23億7242万5734円（丁及び戊合計47億4485万1467円）とした。なお、上記宅地の価額27億4519万2700円は丙の購入金額であり（ただし、取得費用は含まれていない。）、共同住宅・店舗・駐輪場の価額16億8778万0747円は丙の購入金額17億2968万2300円から減価償却費4190万1553円を控除したものであり、建物附属設備3億1187万8020円は丙の購入金額であるが、これらを購入する際に丙が支払った消費税相当額6509万1000円は本件不動産の価額に含まれていない。

丁及び戊は、平成8年5月●日、被告に対し、丙の相続税の納付として本件不動産の所有権を移転した。

（争いのない事実、甲第5、第7、第11、第12、第21号証、第23ないし第25号証、弁論の全趣旨）

(6) 丁の死亡及び相続

丁は、平成10年8月6日、死亡した。原告及び選定者乙は、丁の子である。

よって、原告及び選定者乙は、丁の財産をそれぞれ2分の1の割合で相続した。

（争いのない事実、甲第1号証の3・4、第30号証）

(7) 原告の交渉

原告は、平成19年8月8日、奈良税務署において、丙の相続税の過収納相当額及び還付加算金相当額を損害賠償金として支払うことなどを求めて協議した。また、原告は、平成19年10月19日以降、大阪国税局において、上記損害賠償金の支払いを求めて協議した。しかしながら、奈良税務署及び大阪国税局は、原告の要求に応じなかった。

（甲第18号証、弁論の全趣旨）

(8) 本件訴訟の提起

原告は、平成24年8月3日、当裁判所に対し、本件訴えを提起した。

（顕著な事実）

3 争点

(1) 物納の誤評価による違法行為

ア 原告

大阪国税局長は、丙の相続税の納付について本件不動産を物納することを許可する際、丙が本件不動産を購入する際に支払った消費税相当額6509万1000円を本件不動産の価額に含めるべきであったにもかかわらず、職務上尽くすべき注意義務を怠って、法律の解釈ないし適用を誤り、上記消費税相当額を本件不動産の価額に含めずに評価した価額をもって、上記相続税の物納として収納したから、大阪国税局長は、過失により違法に丁の財産を侵害したものである。

イ 被告

財産の取得価額によって相続税の課税価格を評価する場合、その財産を取得した者が消費税の課税事業者となることを選択している事業者であるときには、上記取得価額に消費税を含めないこととされていた。そして、丙は、本件不動産を購入した当時、不動産賃貸業を営む事業者であり、消費税の課税事業者となることを選択していたため、丙の相続税の課税価格を評価する際にはその取得価格に消費税を含めることはできないことになる。したがって、大阪国税局長が丙の相続税の納付について本件不動産を物納することを許可した際に本件不動産の価額に丙がその取得の際に支払った消費税相当額を含めなかったことは、正当であって、違法ではない。

(2) 丁に生じた損害の額

ア 原告

奈良税務署長の違法行為によって、丁に生じた損害の額は、以下の(ア)及び(イ)の合計1億3508万7632円並びに(ウ)の7485万円に対する平成24年7月1日から支払済みまで年4.3パーセントの割合による金員である。

(ア) 正当価額と収納価額との差額(7485万3432円)

本件不動産の価額が48億9455万8331円であるにもかかわらず、47億4485万1467円として収納されている。

したがって、上記差額である1億4970万6864円の2分の1である7485万3432円が丁に生じた損害となる。

(イ) 平成24年6月30日までの還付加算金相当額(6023万4200円)

被告は後記(3)イのとおり消費税の過徴収事案において還付加算金相当額を加えた損害賠償金を支払っているから、丁、原告及び選定者乙に対しても同様に損害賠償金を支払うべきである。そして、前記(ア)の損害額に対する収納の翌日である平成8年5月9日から平成24年6月30日までの還付加算金相当額は、上記損害額7485万円(1万円未満切捨て)に対する平成8年5月9日から平成11年12月31日まで年7.3パーセントの割合による金員、平成12年1月1日から平成13年12月31日まで年4.5パーセントの割合による金員、平成14年1月1日から平成18年12月31日まで年4.1パーセントの割合による金員、平成19年1月1日から同年12月31日まで年4.4パーセントの割合による金員、平成20年1月1日から同年12月31日まで年4.7パーセントの割合による金員、平成21年1月1日から同年12月31日まで年4.5パーセントの割合による金員及び平成22年1月1日から平成25年6月30日まで年4.3パーセントの割合による金員の合計6023万4200円となる。

(ウ) 平成24年7月1日以降の還付加算金相当額

前記(イ)と同様の理由により、平成24年7月1日から支払済みまで前記(ア)の損害額

7485万円（1万円未満切捨て）に対する年4.3パーセントの割合による還付加算金相当額が原告及び選定者乙に損害として生じている。

イ 被告
争う。

(3) 消滅時効

ア 被告

丁は、平成8年5月中旬頃には、本件不動産の収納価額を知り得たから、被告に対する損害賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知ったといえる。

平成8年5月中旬頃から3年が経過している。

被告は、原告に対し、平成24年12月4日の本件口頭弁論期日において、上記時効を援用するとの意思表示をした。

よって、本訴請求債権は、時効により消滅している。

イ 原告

丁は、平成8年5月中旬頃に大阪国税局長から通知を受けた本件不動産の収納価額を正当なものであると信じていたのであるから、その当時損害及び加害者を知ったとはいえない。原告が、平成23年5月18日、大阪国税局担当者から、本件不動産の価額が48億9455万8331円であるとの回答を受けて、初めて損害及び加害者を知ったものである。

なお、被告は、地方自治体から平成8年度分から平成13年度分までの消費税を過徴収していたことについて、消滅時効期間が経過していたにもかかわらず、地方自治体に対し国家賠償法1条1項に基づきその過徴収相当額及び還付加算金相当額を損害賠償金として支払っており、税務行政が適正及び公平な取扱いを要請されることに鑑みて、原告及び選定者乙に対しても同様に損害賠償金を支払うべきである。

第3 当裁判所の判断

1 物納の誤評価による違法行為について

(1) 相続税の課税価格と消費税との関係

平成6年ないし平成8年当時、個人が相続により取得した財産等のうち相続開始前3年以内に被相続人が取得した土地等又は建物等がある場合には、相続税の課税価格に算入すべき価額は、原則として、その土地等又は建物等に係る取得に要した金額（なお、建物等にあつては、所定の減価償却費を控除した金額）とされていた（相続税法43条1項、平成8年法律17号による改正前の租税特別措置法69条の4第1項、同年政令83号による改正前の同法施行令40条の2第3項、同年大蔵省令18号による改正前の同法施行規則）。

ところで、上記取得に要した金額には、原則として消費税を含むが、消費税法第3章に定めるところにより仕入れに係る消費税額の控除の対象となるものは含まれないと解するのが相当である。そして、事業者が消費税の課税事業者を選択している場合には、消費税が課税されるが、他方、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに対する消費税額から控除されることになるので（消費税法9条、30条）、このような仕入税額控除は、消費税法第3章に定めるところにより仕入れに係る消費税額の控除の対象となるものに該当し、相続税の課税価格に算入すべき上記取得に要した金額に含まれないと解するのが相当である。

(2) 丙の課税事業者選択

証拠（甲第2、第7号証、第8号証の1・2、第9号証）及び弁論の全趣旨によれば、丙は、本件不動産を購入した当時、不動産賃貸業を営む事業者であった。なお、原告は、丙が上記当時不動産賃貸業を営んでいたことを争うが、甲第7、第8号証の1・2、第9号証によれば、丙は、昭和62年8月頃以降、不動産賃貸業を営んでいた上、本件不動産を購入してこれを賃貸し、収入を得ようとしていたのであるから、本件不動産購入当時も、不動産賃貸業を営む事業者であったといわざるを得ない。

また、証拠（甲第5号証、第7号証、第8号証の1・2、乙第3号証の1・2）によれば、丙は、平成元年12月4日、A株式会社から、本件不動産を購入する契約を締結したものの、本件不動産のうち建物が平成2年11月完成予定であり、その後これをA株式会社に賃貸して収入を得る意図を有していたこともあって、同年6月1日、奈良税務署長に対し、同年1月1日から同年12月31日までの間の消費税課税事業者選択届出書を提出し（なお、乙第3号証の2の「4年」との記載は、いずれも平成2年の誤記であると推測される。）、上記建物が同年10月21日完成し、同年11月2日これをA株式会社に賃貸している。したがって、丙は、本件不動産を購入した当時、消費税の課税事業者を選択した事業者であると認めるのが相当である。なお、原告は、上記消費税課税事業者選択届出書が丙によって作成されたものではなく、偽造されたものであると主張する。確かに、乙第3号証の1・2と甲第7号証、第8号証の1、第9号証の丙作成部分を比較すれば、上記消費税課税事業者届出書の丙作成部分は、戸籍上の名が正確に記載されておらず、印影も異なっているなど丙本人によって作成されたものではないと考える余地はある。しかしながら、仮に丙本人が作成したものでも、上記認定の上記消費税課税事業者選択届出書の作成及び提出前後の丙の不動産賃貸業に関する状況を勘案すれば、丙が指示ないし同意して作成されたものであって、丙の意思に基づいて作成されたものと認めるのが相当である。

(3) 本件不動産の収納価額と消費税

前記(2)で判示したとおり、丙は、本件不動産購入当時、消費税の課税事業者を選択した事業者であるから、前記(1)で判示したとおり、本件不動産の相続税の課税価格に算入すべき価額にその取得に要した消費税相当額を含めることはできないことになる。

したがって、大阪国税局長が、本件不動産の物納を受けるに当たり、その収納価額に消費税を含めていないことは、相当であって、これが本件不動産を物納した丁に対する違法行為となることはない。

2 消滅時効について

前記第2の2(5)で判示したとおり、丁は、平成8年5月頃、大阪国税局長から、本件不動産の収納価額について消費税を含めない価額を前提とする金額の通知を受けている。したがって、仮に本件不動産の収納価額に消費税を含めないことが違法であるとしても、丁は、上記通知を受けた際に、その違法行為を知ることができたというべきであるから、特段の事情がない限り、その時に損害及び加害者を知ったと認めるのが相当である。そして、丁が損害及び加害者を知ることができなかった特段の事情を認めるに足りる証拠もない。なお、原告は、丁が大阪国税局長から上記通知の内容を適法であると信じていたことなどから、損害及び加害者を知ることができなかったと主張するが、仮に丁が上記通知の内容を適法であると信じていたとしても、そのことから直ちに上記特段の事情があるということとはできない。

上記事実を前提とすれば、平成8年5月頃から3年が経過した平成11年5月31日の経過を

もって、本訴請求債権は時効期間を経過したことになる。

被告が、原告に対し、平成24年12月4日の本件口頭弁論期日において、上記時効を援用するとの意思表示をしたことは、当裁判所に顕著である。

よって、仮に原告主張の違法行為が認められるとしても、本訴請求債権は、時効により消滅していることになる。なお、原告は、時効消滅した消費税過徴収の事案において被告が国家賠償法1条1項に基づきその過徴収額及び還付加算金相当額を支払ったことがあるから、原告及び選定者乙に対する本訴請求債権について時効による消滅を認めることは、公正及び公平を要求される税務行政に反するものであり、平等原則に反すると主張する。しかしながら、仮に被告が上記のような取扱いをしたことがあったとしても、そのことから直ちに本訴請求債権の時効による消滅を認めたことが不公正、不公平ないし平等原則に違反するということとはできない。

第4 結論

以上によれば、原告が被告に対し、原告の被告に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償金6754万3816円及び3742万6716円に対する平成24年7月1日から支払済みまで年4.3パーセントの割合による金員並びに選定者乙の被告に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償金6754万3816円及び3742万6716円に対する平成24年7月1日から支払済みまで年4.3パーセントの割合による金員の支払を求める本訴各請求は、すべて理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所民事部

裁判官 牧 賢二

選定者目録

甲
乙